

き出したようなこともあったのですけれども、天井なしにふえていくということは非常に問題があると思いますので、今回、今の中ではベースが、ちょっと聞いてないのでわからないのですけれども、一万九千七百何がしということでは、二十七中では十六位だという説明があったのですけれども、どの辺が一般会計から出すのが妥当な線なのか、これは難しいと思うのですけれども、ある程度根拠を持って話をしておかないと、先行きどんどんいかに出るを得なくなるような状況もあるのです、やはり公平の関係、応能、応益の関係も含めればそれなりの基本的な考え方を持つべきだと思うのですね。ですから、そこをお聞かせ願えれば幸いですけれども。

○市民部長（岩崎好亮君） この繰入金の問題は非常に難しい問題で、なかなかどういうふうにしているのか、ここでびったりというわけにはいきませんが、先ほど申し上げましたように、やはりいわゆる受益者負担といえますか、独立採算性であるというひとつの基本は持っているなければならないということでございます。

それから、繰入金をどうしたらいいのかというのは、先ほど申し上げましたように医療費、あるいは保険税との三者の関連でどの程度にしたらいいのかというのを決めなければいけない、そのときに他市並みというような言葉もございますものですから、二十七市の中の平均ぐらいが一番いいのではないかと思えます。ただ、その基本の線が毎年他市も変わりますものですから、私の方でなかなかこうだというのがなかなか言いにくい問題があるかと思えます。以上です。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第四十一号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十一号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 三時十分まで休憩いたします。
午後二時 五十六分 休憩

午後三時 十分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第三十八 議案第四十二号 平成四年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第四十二号 平成四年度福生市老人保健医療特別会計予算について御説明申し上げます。

本予算につきましては、老人健康法に基づきます七十歳以上の人及び六十五歳から七十歳未満の寝たきりの状態にある人を対象にした医療費の特別会計予算でございます。予算の編成にありましては過去の実績と今後の受診率等を考慮し、編成させていただいたものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。予算書の四九ページをお開き願います。総則につきましては御説明申し上げます。第一条におきまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十九億二千四百三十二万四千円と定めようとするものでございます。

次に、五〇ページをお開き願います。第一表、歳入歳出予算について御説明を申し上げます。初めに歳入でございますが、第一款の支払基金交付金十三億四千九百九十二万八千円でございますが、これは総医療費から一部負担金を差し引いた支弁予定額の七〇%の金額と、それと審査手数料の交付金でございます。

次に、第二款の国庫支出金の国庫負担金三億八千五百五十万二千円は、支弁予定額の二〇%を見込んだものでございます。

次の第三款、都支出金の都負担金九千五百三十九万八千円は、支弁予定額の五%を見込んだものでござ

います。

次の第四款、繰入金の他会計繰入金一億五百三十九万九千円は、支弁予定額の五％に当たる額と、医療給付費等の支出に支障が生じた場合及び国との支出金に差異が生じた場合に予備費の充当をもってする一千万円を含めた一般会計からの繰入金でございます。

次の第五款、繰入金一千円、次の第六款、諸収入の六千円はそれぞれ科目存置でございます。

次に、五一ページの歳出について御説明申し上げます。第一款の医療諸費十九億一千四百三十一万三千円は、医療給付費の十八億三千五百一十一万九千円と、医療費支給費七千二百八十三万七千円と、審査手数料でございます。

次に第二款、諸支出金の五千円は、国都支出金などの返還金及び一般会計繰出金の科目存置でございます。

次に、第三款の予備費でございますが、医療給付費の増加等によりまして支払いに支障を来さないよう、一千万六千円の予算措置をさせていただいたものでございます。

歳出の総額は十九億二千四百三十二万四千円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

○これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（原 敏子君） 簡単に幾つか。老健の会計の対象人員数。延べではなくて対象人員数を教えてください。

それと、今も説明がありました医療費の総額ですよね。このもととなる数字である総額。

それと、患者の一部負担金を引いたというふうにありましたけれども、患者の一部負担金額ですね。そうしますと、そういうふうにするのと出てくるのですけれども、これを、患者の一部負担金額を対象人員で

割ったら一人当たり幾らの負担になるかということを出てきますよね。それで、ことしの一月一日から患者の一部負担金が値上げされましたよね。その負担が増になる以前との差は、値上げになる以前の負担金と、これからの、今の負担金ですね、今年度の。その差の額を教えてください。

○市民部長（岩崎好亮君） まず、対象人員が、何人を対象人員にしたかということでございますが、対象人員は二千九百九十四人をしております。

それから、医療費の総額でございますが、二十億四十八万三千円を見込んでおります。

それから、負担金の額ですが、これは九千二百五十二万七千円を見込みました。

そうすると、今度は一人当たりがの負担金の額がどの程度になるのかという御質問かと思いますが、一人当たりは二千五百七十六円でございます。なお、これは一人当たりと言っても一年にこうなりますので、その関係が三万九百四円ほどになるのではないかと思います。一人の人が何件かかかるということが想定されますので、三万九百四円になるのではないかと。

それからもう一つ、ことしの一月一日から上がりました。それは上がらない前との比較はどうかということだろうと思いますが、それは百四十七円でございます。百四十七円上がらない前とふえたということになるかと思えます。三ヶ月の金額ということになるかと思えます。以上です。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして議案第四十二号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第三十九 議案第四十三号 平成四年度福生市下水道事業会計予算を議題とい

たします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 小野光朗君登壇)

○建設部長(小野光朗君) 御指名をいただきましたので、議案第四十三号 平成四年度福生市下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

本予算につきましては昨年度比四・九%、一億一千二百九十七万七千円の増となっております。さて、本市の公共下水道整備につきましては、雨水の適切な排除のため継続事業の主要幹線であります下の川改修工事を初め、幹線及び枝線の整備、また、事業運営面では管渠調査等維持管理の充実と水洗化のなお一層の充実に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願います。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、六九ページを開きいただきと存じます。総則でございますが、第一条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十四億二千三百三十七万六千円と定めようとするものでございます。内訳につきましては第一表、歳入歳出予算のちほど御説明申し上げます。

第二条では、地方債について定めようとするものでございます。

第三条では、一時借入金金の借入最高額を三億円と定めようとするものでございます。

次に、七〇ページを開きいただきたいと存じます。第一表、歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。まず、歳入でございますが、分担金及び負担金で二千七十三万六千円を計上いたしました。内訳といたしまして、下水道事業受益者負担金で二万六千円は滞納繰越分が主なものでございます。

西住宅地区周辺排水路維持管理費負担金八万八千円は、歳出経費のうち事務委託に基づき羽村市及び瑞穂町から負担を願うものでございます。

また、下水道費負担金二千六十二万二千円は、下の川改修工事に伴う一般会計からの道路負担でございます。

次に、使用料及び手数料の下水道使用料で六億九千五百六十三万八千円でございますが、これは使用水

量で、約八百七十二万二千立方メートル分と滞納繰越分でございます。

次に、国庫支出金でございますが、二億六千八百七十一万一千円のうち、国庫負担金の一千円は前年度の流域下水道建設負担金に基づく横田基地分としての防衛施設庁からの負担金であります。前年度の建設負担金が大幅な減となりましたので、科目存置として計上いたしました。

また、国庫補助金で二億六千八百七十一万円でございますが、内訳といたしましては下水道費管渠埋設費補助金で九千二百万円、これは本町排水区及び中央排水区での雨水管渠の埋設費補助金でございます。

また、下の川改修事業費に伴う補助金一億七千六百七十万円でございます。

次に、都支出金でございますが、都補助金で六百九十八万円は補助対象事業一件分及び建設省補助対象事業二件分に対するものでございます。

次に、繰入金の他会計繰入金でございますが、九億六千万円でございます。

次に、繰越金の四千百万円は前年度繰越金でございます。

次に、諸収入で一千五百六十二万一千円を計上いたしました。内訳といたしまして延滞金で一千円、預金利子で百三十六万九千円、これは歳計現金預金利子と預託金利子でございます。

また、貸付金元金収入で百二十万円でございます。

雑入で一千三百五十一万一千円は自動車事故等損害保険金の科目存置と、三年度の決算見込みに基づき見込まれます消費税還付金一千三百万円と、その他の雑入でございます。

次に、市債でございますが、四億一千二百七十万円を計上いたしました。内訳といたしまして公共下水道事業債三億九千二百九十万円、流域下水道事業債一千九百八十万円でございます。

以上、歳入合計が二十四億二千三百三十七万六千円と相なるものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費で六億二千八百五十二万円を計上いたしました。主なものを申し上げますと、職員十一名分の人件費で九千二百八十五万四千円、委託料では都水道局に委託となっており下水道使用料徴収事務委託料七千七百十万円と、管渠調査委託料一千三百四十一万五千円、下水道台帳作成委託料一千三十四万九千円、管渠清掃委託料三百五十二万三千円でございます。

また、工事請負費で三千百九十八万三千円、これは維持管理補修工事費で、人工蓋高調整及び管渠補修工事費等でございます。

また、今年度新たにテレビカメラにより取付管の調査等を実施するため、備品購入費として二百二十三万円を計上いたしました。

負担金補助金及び交付金では流域下水道維持管理費負担金三億七千九百一万一千円で、これは汚水処理水量約九百九十七万三千立方メートルを見込んでおります。

貸付金では百二十万円、これは水洗便所改造資金融資預託金でございます。

次に、事業費の下水道整備費で七億八千五百十六万四千円を計上いたしました。主なものを申し上げますと職員二名分の人件費一千六百七十六万六千円、委託料では管渠設計委託料二千九百九十三万九千円、地下埋設物調査委託料八百三十四万四千円、地質調査委託料二百三十六万九千円、下の川改修事業費に伴う管理委託料七百三十七万七千円、測量委託料六百四十四万八千円でございます。

工事請負費で五億九千七百七十三万五千円でございますが、これは雨水管で延長約六百二十メートル、汚水管で延長約二百九十メートルの埋設工事費と汚水ます設置工事費でございます。

下の川改修工事費でございますが、今年度の施工ははたる公園から上流へ延長約百六十メートルを内りて幅三・五メートル、深さ二・一メートルのボックスカルバートに改修するものでございます。

負担金、補助及び交付金では、昭島市に事務委託しております昭島市残堀二号幹線築造工事に伴う負担金三千四十九万二千円、東京都との協定に基づき平成三年度から実施された都道二十九号線、雨水管理設工事負担金三千二百二十八万八千円、下の川改修事関連で道路整備事業に伴う下水道会計持ち分二千五百五十万円、多摩川上流処理場の建設負担金二千二百八万五千円でございます。

補償、補填及び賠償金で、一千五百六十一万円は管渠埋設に伴う地下埋設物等補償料及び樹木補償料等でございます。

次に、公債費で九億八千五百五十七万七千円を計上いたしました。これは公共下水道事業債、流域下水道事業債借入金金の元金償還金二億九千四百五十九万一千円、利子償還金六億八千九百五十三万五千円と、一時借

入金利子百三万六千円でございます。

次に、予備費でございますが、二千三百三十三万三千円を計上いたしました。

以上、歳出合計が二十四億二千三百三十七万六千円と相なるものでございます。

次に、七三ページをお開きいただきたいと存じます。第二表、地方債でございますが、公共下水道事業債として限度額三億九千二百九十万円、利率九％以内、流域下水道事業債として限度額一千九百八十万円、利率を同じく九％以内とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案とおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十三号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第四十 議案第四十四号 平成四年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第四十四号 平成四年度福生市受託水道事業会計予算につきまして御説明いたします。

本年度予算につきましては、平成三年度との比較におきまして約二〇・一％の減額となっておりますが、この主なるものは排水管のうちの石綿管の取り替えがほぼ完了に近づいていることによる工事費の減でございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、一一九ページをお開きください。総則でございますが、第一条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七億八千四百六十万円と定めようとするものでございます。

次に、一二ページをお開きいただきたいと存じます。第一表、歳入歳出予算でございますが、まず、歳入につきましては東京都からの受託水道事業収入で七億八千四百六十万円でございます。

次に、歳出でございますが、受託水道事業費のうち水道管理費として六億九千三百三十二万円を計上いたしました。この内容といたしましては、上水費では七千六十五万円、主なものは水源ポンプ運転のための動力費三千六百七万円、導水管の敷設替工事費一千五百五万円でございます。

次に、配水費では四億二百九十六万円、主なものは職員十名分の人件費八千四百八十七万円、配水ポンプの動力費一千六百九十万円、配水管の道路関連敷設替工事一億四千九百七十七万円、敷設替工事八百八十九万九千円でございます。

次に、給水費は七千七百七十万円、主なものは職員三名分の人件費二千六百二十万八千円、メーター等取替委託料八百七十九万円、給水管敷設替え工事三千七十万円でございます。

次に、受託事業費では六百八十万円で職員一名分の人件費、都道掘削復旧完復事務委託料等でございます。

次に、業務費では一億三千五百二十一万円で、主なものは職員十二名分の人件費と、水道事務所職員全員の退職手当組合負担金一億五百五十九万六千円、健診の委託料一千七百九十二万八千円等でございます。

次に、建設改良費として九千二百二十八万円を計上いたしました。この内容といたしましては水道改良費では五百万円で、福生三号水源水中モーターポンプ取替及び井戸浚渫工事でございます。

次に、水道建設費では八千六百二十八万円で、主なものは排水管の新設工事六千三百二十四万円、補助管の改良工事一千二十万円でございます。

以上、歳出合計七億八千四百六十万円を計上させていただきました。大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十四号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第四十一 議案第四十五号 市道路線の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第四十五号 市道路線の認定につきまして御説明申し上げます。

今回お諮りするのには、自転車・歩行者専用道路でございます。この路線は柳山公園南側から市営プールわきの既設の自転車・歩行者専用道路であります市道田園六十八号線に接続する幅員二・五メートル、延長百四十一メートルの道路でございます。既に工事が完了し、通行が可能となりましたため、道路法第八条の規定により認定しようとするものであります。起点を北田園二丁目八の三番地先に、終点を北田園二丁目八の四番地先にと定めるものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

○議長（赤星行人君） 以上で議案第四十五号は、建設委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第四十二 陳情第四十一号 無年金者の実態を調査すること及び最低補償年金の制度化を国に求める意見書提出の陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十一号については、お手元に配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第四十三 陳情第四十二号 低年金月額を最低六万円に引き上げることとを政府に求める意見書提出についての陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第四十四 陳情第四十三号 労働時間短縮についての陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第四十五 陳情第四十四号 横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第四十六 陳情第四十五号、米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第四十七 陳情第四十六号 朝・日国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十六号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明七日から二十二日までの十六日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって明七日から二十二日までの十六日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は三月二十三日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時 三十九分 散会

（写） 福総文発第三千三百三号

平成四年三月五日

福生市長 石 川 彌八郎 印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

追加議案の送付について

平成四年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第四十六号 福生市の一般職の職員の平成四年三月期期末手当の支給割合を定める条例

陳情書の取り下げ願について

平成三年六月一日付で提出いたしました「朝・日国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する陳情書」は、都合により取り下げたいと思いますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

平成四年二月二十五日

陳情者

福生市志茂一四一

在日朝鮮人総聯合会

西東京西部支部常任委員会

委員長 河 泰 萬

①印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

陳情第四一三号

労働時間短縮についての陳情書

日ごろから豊かでゆとりある市民生活の向上を目指し努力されていることに対し敬意を表します。

御存じのように、今日の日本における低賃金・長時間労働や健康破壊・過労死問題は国内ばかりか国際的な批判も強まっています。

一九九一年の年間総労働時間は二千十六時間（労働省）となっており、ドイツやフランスの千六百時間台に遠く及ばないばかりか、政府公約である「一九九二年度までに年間総労働時間千八百時間」の達成も危ぶまれています。

また、首都圏における労働者の残業時間は月三十七・六時間で「残業手当が全く支給されない」人が二四・九％（リクルートリサーチ調べ）という実態にあります。

今日、賃下げと労働強化のない労働時間短縮を実現することは、(1)過労死をなくし「健康で文化的な最低限度の生活を営む」（憲法第二十五条）ことの保障となり、(2)貿易摩擦の解消や、(3)余暇と個人消費の拡大で地域経済・文化の発展にも大きく寄与するなど積極的意義をもっています。

私たちは「人間らしく生き、働く」ことを願い、市内に働くすべての労働者の労働時間短縮と市民生活全体のゆとりを創出するため、左記の内容に基づき貴職が積極的な役割を果たしていただくことをここに要請するものです。

（陳情事項）

一、仮称「労働時間短縮自治体宣言」（人間回復宣言）を行い、時短を行政の最重要課題として積極的なイニシアチブを発揮すること。

二、残業・ただ働き・長時間労働を解消するため、市として時短促進の啓発・広報や行政指導など積極的に行うこと。「市民一斉、ノー残業デー」や「人間回復市民の日」などを設定し、市内の事業所への協力や市民合意を広めること。

三、政府に対し、すべての業種における労基法週四十時間制の即時実施と完全週休二日制及び効果的な残業規制で「九二年度年間千八百時間」の達成を働きかけること。

四、中小企業について国と自治体の責任で必要な助成を行うこと。

五、時短促進のためにも市が率先して公務サービスの要員を確保し、九十二年四月から完全週休二日制の実施に努力すること。

とりわけ看護婦や保育・福祉職員の増員に努めること。

六、学校五日制実現のため、条件整備と市民合意を図ること。

平成四年二月二十四日

陳情者